

中野区都市計画審議会会長 様

中野区長 酒井 直人



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項、同法 19 条第 1 項及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

1. 中野四丁目新北口地区に係る都市計画案件について（中野区決定）
 - ・「東京都市計画地区計画 中野四丁目新北口地区地区計画の変更」
 - ・「東京都市計画第一種市街地再開発事業 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の決定」
 - ・「東京都市計画高度利用地区 中野四丁目新北口地区の変更」
 - ・「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 223 号線の変更」
 - ・「東京都市計画駐車場第 23 号 中野駅北口駐車場の変更」

〔理由〕

大規模集客交流機能や業務、商業、宿泊、居住等の多用な都市機能による高度利用を図り、都市活動拠点を形成するため、都市計画を決定又は変更する。

2. 囲町地区に係る都市計画案件について（中野区決定）
 - ・「東京都市計画地区計画 囲町地区地区計画の変更」
 - ・「東京都市計画第一種市街地再開発事業 囲町西地区第一種市街地再開発事業の変更」

〔理由〕

中野駅新北口と本地区とを結ぶ歩行者回遊動線を形成するデッキを地区施設に位置づけるとともに、区画道路の諸元の詳細を定めるため都市計画を変更する。

3. 東京都市計画道路幹線街路環状第 6 号線の変更について（東京都決定）

〔理由〕

東京都知事から令和 5 年 11 月 2 日付 5 都市基街第 316 号により意見照会があったため、回答する必要がある。

以上